

企画総務課の「令和元年度の運営方針と目標」

企画総務課長 阿部 正人

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・第6次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画に掲げる将来像の実現に向け、政策、施策、事務事業の推進を図ります。特に重点プロジェクトの確実な実現を推進します。
- ・第6次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画に基づき、効率的で効果的な行政運営と財政規律を維持確保した財政運営の確立に努めます。
- ・行政情報を積極的に提供し、町のビジョンや運営方針等を発信するとともに、職員と町民が事業の目的、目標を共有できるよう丁寧な説明を行うことで開かれた役場を目指します。
- ・危機管理体制の構築及び内部統制の強化を図るため、内部統制基本方針及び実施方針に基づく体制の強化を図ります。
- ・「矢吹町新人材育成基本方針」に基づく人材育成考課制度の確実な実施と人事任用制度への活用及び処遇反映を推進し、職員の育成と持続可能な活気ある組織の構築に努めます。
- ・矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画策定の促進を図るとともに、役場庁舎の長寿命化、防災機能の強化、庁舎及び公用車等の管理運営のあり方の改善に取り組みます。

■課の役割

企画総務課は、企画調整係、財務係、総務係で構成され、①政策立案調整、②行政評価、③高度情報化、④広報広聴、⑤秘書業務、⑥財政（予算・決算）、⑦公有財産の管理、⑧庁舎及び公用車の管理、⑨入札、⑩人事及び給与、⑪人材育成・研修、⑫職員の福利厚生、⑬文書・法令等の法規事務、⑭選挙事務などを行う役割を担っています。

2 課の構成（平成31年4月1日現在）

■職員数	18人
・課長	1人
・室長	1人
・企画調整係	4人
・財務係	5人
・総務係	7人

3 平成31年度の課の運営方針

1. 第6次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画について

平成31年度は、本町の最上位計画「第6次矢吹町まちづくり総合計画」前期基本計画4年間の最終年度にあたり、前基本計画の評価・検証作業を行い、総合計画の最終目標達成に向けた後期基本計画の策定作業を計画的に進めてまいります。

また、「矢吹町復興計画」の発展期3年間の2年目となることから、これまで整備してきた事業を有機的に結びつけ、東日本大震災からの復興の総仕上げに向け事業を確実に推進します。

2. 地方創生について

国は、地方創生の総合戦略を示し、「まち」「ひと」「しごと」の創生及び好循環の確立による、活力のある日本社会の維持を目指す目標を掲げており、これを受け、平成27年10月に「矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、最大限の努力により、人口減少を最小に抑制することを目標といたしました。

なお、これらの目標達成に向けた各種施策の実施にあたっては、国が示す地方創生関係交付金等を最大限に活用しつつ、関係機関・関係各課との連携を密にしながら最小の経費で最大の効果を上げられるよう、複合施設や道の駅等の重点プロジェクト事業や（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業、（仮称）まちづくり矢吹事業等を推進することでさらなる相乗効果を発揮し、雇用創出、定住・交流人口等の増加を図る「矢吹創生」を目指します。

3. 財政運営について

限りある財源を有効に活用し、健全性を維持した財政運営の指針として「第6次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画」の策定とともに、今後の財政運営において大きな課題となる公共施設の維持・管理・更新等に係る計画として「矢吹町公共施設等総合管理計画」を策定したところであり、中長期的な視点に立った行財政改革に取り組み、徹底した事務事業の見直しや事業の優先順位を図りながら、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

なお、財政指標については目標設定を行い財政状況の健全性の維持に努めます。

4. 人材育成について

地方分権時代において、職員は、組織における最高の経営資源、知的資本とされており、優秀人材の獲得から、持続可能な自治体運営、高度・多様化する住民ニーズに対応できる柔軟な人材の育成まで戦略的な人材マネジメントが求められております。本町では、「矢吹町新人材育成基本方針」に基づき、「矢吹町人材育成考課制度」をはじめとする人事諸制度の効果的な運用により、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、「町民サービスの向上に資する有能な職員集団」を形成してまいります。

特に平成31年度は、1. 人材育成考課結果の処遇反映のさらなる推進、2. 効果的な職員研修制度の実施、3. 昇任候補者育成試験制度の充実を図り、自学推進の組織風土を醸成するとともに、組織における「役割」の自覚を促し、組織の総合力を高めます。

まちづくり推進課の「令和元年度の運営方針と目標」

まちづくり推進課長 山野辺 幸徳

1 課の使命と役割

課の使命・目標（箇条書き）

- ①行政区、町民活動団体、事業者及び行政等の地域の活動実施主体が対等の関係でそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、共助の考えのもと協働のまちづくりを推進します。
- ②地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速な対応ができる体制を構築するとともに、避難行動要支援者計画、各種マニュアル等を策定し、関係機関との協議を進めます。
- ③「遺魂し運動」の理念に基づき、ごみの減量化や資源の再利用等、ものを大切にする取り組みを進めます。
- ④東京電力福島第1原子力発電所事故による汚染土壌等を国の輸送計画に基づき計画的に中間貯蔵施設へ搬出するとともに町民への周知を図ります。

■課の役割

まちづくり推進課は、生活安全係、環境衛生係、協働推進係で構成され、①協働体制の確立及び協働事業の創造、②行政区・町民活動団体等支援、③統計業務、④消防・交通・防犯業務、⑤消費者行政、⑥環境衛生業務、⑦墓園管理業務、⑧汚染土壌輸送業務などを行う役割を担っています。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

■職員数	12名
・課長	1名
・生活安全係	3名
・環境衛生係	4名
・協働推進係	4名

3 平成31年度の課の運営方針

まちづくり推進課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の実現に向け、まちづくりの理念である「自助・共助・公助の考え方」のうち共助における協働範囲の拡充、「協働のまちづくり」を推進するとともに、町民の生命と財産を守るための消防及び防災活動、生活環境の維持向上を図るための公害対策や墓園管理、「遺魂し運動」の推進によるごみの減量化や資源のリサイクル化のさらなる施策の展開を図ります。

また、除染対策として福島第1原子力発電所の事故による汚染土壌等を国の輸送計画に基づき計画的（最終年度）に中間貯蔵施設へ搬出するとともに町民への周知を図ります。

平成31年度は、特に次の施策に重点を置き、取り組みを進めます。

1. 協働のまちづくりを具体化するための体系化とその取り組みについて検討します。

行政を含めた各分野において活動等を行っている団体、事業所等を調査し、共助分野での協働範囲の拡充について検討します。

また、具体化できる施策の展開にあたっては、財政的視点、運用方法等を十分に検討し、実施可能団体等へ内容を説明しサポートします。

2. 防災体制の拡充強化を進めます。

地域防災計画に基づき災害に迅速に対応し得る体制を構築するとともに、行政区等との連携により避難訓練等を実施し、防災意識の向上が図られるよう努めます。

また、災害時における避難行動要支援者への対応等について関係機関との協議を進めます。

3. 「遺魂し運動」を推進します。

ごみの減量化に向け数値目標を設定したごみ減量化計画に基づき、資源回収奨励金や資源物回収ステーション事業、資源物回収コンテナ事業等を活用するとともに、資源回収コンテストを実施し、積極的な行政区等を表彰することによりさらなる資源化への取り組みを強化します。

また、町民の「ごみに関する意識改革」を目指し、本町のゴミの現状、ごみ処理費用等に関する情報等を広報し、ごみ減量化及び資源化への啓発活動を行います。

税務課の「令和元年度の運営方針と目標」

税務課長 三瓶 貴雄

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・課税客体の把握に努め、公平で適正な評価・課税を行います。
- ・厳正で公平な徴税事務を執行します。
- ・過年度分の税及び税外収入においても収納向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・町税等に関する情報発信及び納税相談等を通して納税者への説明責任を果たします。

■課の役割

税務課は、町税係、固定資産税係、滞納整理係で構成され、①町税等の賦課徴収、②町税に関する各種相談、③町税及び税外収入の滞納処分、④納税思想の普及及び滞納防止、⑤土地、家屋及び償却資産の評価、⑥地籍調査に関する事務などを行う役割を担っております。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

■職員数	13人
・課長	1人
・副課長	1人
・町税係	5人
・固定資産税係	3人
・滞納整理係	3人

3 平成31年度の課の運営方針

平成31年度の税務行政を取り巻く環境は、国が示す「平成31年度の経済見通し」によると、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれておりますが、一部においてやや回復基調が鈍いところが見られるようです。

本町においては、企業の生産活動の回復により、多くの町民の所得や担税力の向上が見込まれ、回復基調にあるものと予想されます。

このような状況を受け、税務課は職員一丸となり適正課税と公平公正な徴収及び町民の理解の向上に一層努め、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」に基づいた自治体経営及び「矢吹町復興計画」の実現に必要な財源確保に向け、平成31年度は特に次の施策を重点的に取り組みを進めます。

①町税滞納対策

税の公平性を確保する上でも最重要課題であることから、「白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課」と連携し、厳正に事務の執行を進め、差押、公売等の滞納処分を強化します。

また、平成28年度から福島県及び県内市町村において、事業主を個人住民税特別徴収義務者として一斉に指定しており、引続き県と連携し実施します。

②固定資産税

平成30年度に固定資産税評価替えを実施したことから、納税者に対し課税の根拠や積算根拠の説明を引続き徹底します。

また、東日本大震災に起因する新增築や取壊し等の家屋と、それらの家屋の異動に伴う地目の変更や、太陽光パネル等の設置による利用状況の変化が大きい土地について、的確な把握を行うため現地調査を行い、庁内地図情報システムへの情報を追加するとともに課税台帳の精査による適正課税に努めます。

③収納（滞納管理）業務の一元化

本年度も関係課と連携を図り、税並びに各種料金の一括管理に向けた条例等の制定に向け事業を推進するほか、システム改修、滞納整理等の手法を検討し、収納向上を図ります。

その他、事業の実施に当たっては、「平成31年度における課の運営方針」を定め、事務事業ごとに目標を掲げ、それらの達成に努めます。

総合窓口課の「令和元年度の運営方針と目標」

総合窓口課長 小針 良光

1 課の使命と役割

課の使命・目標

- ①代表電話や各種手続きを所管する総合案内部署として、「明るく、丁寧で、親切かつ迅速」な対応を心がけ、十分な接遇により住民サービス向上に努めます。
- ②多くの窓口業務を集約しワンストップ化を推進するとともに、包括的な業務委託などを中心とした行政改革を進めます。
- ③町会計管理者として、公金管理、収入及び支払の審査・確認を適正に実行し、職員の財務事務処理能力向上の指導育成を行います。
- ④予算執行状況を的確に把握し、一時借入れなどの資金調整を行い、計画的な支払に努めます。

■課の役割

総合窓口課は、窓口係、出納係で構成され、①総合案内、②代表電話の取り次ぎ、③現金・有価証券・物品の出納及び保管、④指定金融機関に関する事務、⑤収入及び支出に関する書類審査、⑥決算の調製、⑦戸籍事務、⑧住民基本台帳事務、⑨印鑑証明事務、⑩マイナンバーカードに関する事務、⑪各課から移管された事務などを主な役割として担っております。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

職員数	6人
・ 課長	1人
・ 窓口係	4人
・ 出納係	1人

3 平成31年度の課の運営方針

総合窓口課は、町会計管理者として、収入、支出といった公金管理や税、使用料の収納に関わる事務と引越し・結婚・通院など「くらしのできごと」にあわせて、必要な手続きをワンストップで行えるよう幅広い分野にわたり業務を行っております。

主な業務としては、総合案内、代表電話、戸籍・住民票の届出、印鑑登録、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金・児童手当・児童扶養手当・乳幼児・障がい者・ひとり親医療の受付など多岐にわたっています。

平成31年度は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の前期4年間の最終年度であることから、効果的効率的な総合窓口を目指すため、総合窓口の検証を行い、下記施策について重点的に取り組みます。

1. 接遇の向上について

総合窓口課は、役場の顔として「明るく、丁寧で、親切かつ迅速」な対応を心がけるとともに、毎年度、不断の改善と見直しを図る必要があることから、職場内研修及び課内会議を充実させ、住民サービスの向上に努めます。

2. 総合窓口の充実について

持続的かつ安定的に窓口サービスを提供するため、窓口業務の包括的な委託について、関係機関と協議を行い、課題を解消し、計画的な導入に向け準備を進めます。

3. 住民サービスの向上

マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービスを平成31年10月から開始するため、マイナンバーカードの取得に向けた普及促進及び申請手続きのサポートについて積極的に取り組んでいきます。

4. 適正な出納業務について

会計事務に関して、規則等のルールに基づき事務が執行されているか、適正に審査・確認を行い、職員の財務事務処理能力の向上に努め、「統一的な基準による地域公会計」については関係各課と連携を図り、的確に把握するとともに、予算執行状況を掌握することにより、計画的な支払を進めます。

保健福祉課の「令和元年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 泉川 稔

1 課の使命と役割

- ・町民一人ひとりが健康で自立した生活が送れるよう保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・町民の健康を保持するため、健康増進事業の充実を図り、医療費の削減、安定した国民健康保険事業運営に努めます。
- ・「高齢者一人ひとりがいきいきと健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう豊かな社会」の基本的理念の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・「だれもが地域で自分らしく安心して生活できる社会」の基本理念の実現に向けた、障がい者の自立及び社会参加の支援等に取り組んでいきます。

■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉係、介護保険係で構成され、①健康づくりの推進、②予防接種の推進、③生活習慣病等の健康診査の推進・事後指導、④国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の運営、⑤町民の福祉向上、⑥民生児童委員運営、⑦障がい者支援、⑧高齢者支援、⑨介護予防事業の推進等の役割を担っています。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

■職員数	19人
・課長	1人
・健康福祉専門官	1人
・健康増進係	6人
・国保年金係	4人
・福祉係	4人
・介護保険係	3人

3 平成31年度の課の運営方針

保健福祉課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の基本目標では「人」、「支えあい」「子ども」に関わる分野を主に担っており、町民の皆さんが健康で明るい気持ちで毎日を過ごし、この町に住んでよかったと安心して暮らすことができるよう平成31年度は以下のような保健・医療・福祉・介護事業を実施します。

1. 国保データヘルス計画に基づく保健事業（生活習慣病の広報事業、特定健康診査事業、特定健診未受診者対策、特定保健指導事業、重症化予防事業）を実施し、国保被保険者の健康増進、健康寿命の延伸に努めます。特に生活習慣病ハイリスク者に対し積極的に訪問活動等を実施し、医療機関への受診勧奨や生活習慣の改善を働きかけ重症化予防に努めます。
2. 生活習慣病の予防のために運動の習慣化は大変重要であります。ヘルスアップ教室は参加者の年齢や状態に応じた個別の運動プログラムにより、体力年齢の向上やメタボリック・シンドローム等の生活習慣病予防に取り組みます。また、県の健康アプリの活用と町が実施する健康づくり事業を連動した「ふくしま【健】民パスポート事業」に取り組み、町が実施する事業にインセンティブ（ポイント）を付与することで、多くの町民が積極的に健康づくりに参加できるような仕組みを構築します。
3. 乳幼児・児童・生徒及び高齢者に対し、病気の予防及びまん延を防止するため予防接種を実施します。感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるほか、予防接種の受診勧奨を行い、接種率の向上に努めます。さらに、幼児期からむし歯予防に取り組み、生涯にわたって自分の歯で食べることの大切さを認識していただくため、保育園・幼稚園の幼児から中学校の生徒を対象に集団でのフッ素洗口事業を開始します。
4. 休日、夜間における救急医療体制の円滑な運営を図るとともに、公的病院等に対して運営費等の補助を行い、町民が安心して受診できるような救急医療体制の確保に努めます。
5. 地域サロンにおいて、作業療法士・言語聴覚士や管理栄養士等の専門家による講座等を充実し、転倒予防や認知症予防に努めるとともに、口腔改善や栄養改善を図り、高齢者が元気な生活を送れるよう介護予防事業の充実を図ります。
6. 介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」として、要支援者に対する介護予防給付を行います。また、生活支援体制整備事業（買い物・ゴミだし・清掃等の支援）については多様な担い手による支援が行えるような仕組みづくりを行います。
7. 介護サービスを利用する方の自立支援を促すため、多職種が協働して行う「自立支援型地域ケア会議」を実施し、介護サービスの質の向上、要支援・要介護認定者のQOL（生活の質）の向上を目指します。
8. 高齢者等のさらなる安全・安心のため、高齢者等の福祉サービスを充実します。
新たな事業として「さわやか訪問収集事業」を開始し、自らごみ集積所までごみを搬出することが困難な方に対し、継続的な訪問収集と安否確認を行います。
また、「配食サービス事業」を拡充し、月2回の弁当配達を毎週1回とし、安否確認の機会を増やします。さらには、「訪問理美容サービス事業」の見直しにより、対象者の拡大、助成回数の増加を図り、在宅高齢者等の福祉向上を行います。
9. 子ども・子育て事業では、保健福祉課が担う施策が多くあり、これまで以上に各種事業の充実を図るとともに、子育て支援課との連携強化を図り、子ども・子育てを支援する環境、地域づくりに努めます。

産業振興課の「令和元年度の運営方針と目標」

産業振興課長 佐藤 豊

1 課の使命と役割

■課の使命・目標(箇条書き)

- ・地域活性化の拠点として、道の駅整備事業の推進を図ります。
- ・矢吹の持つ魅力を全国に発信し、定住・交流人口の増加に努めます。
- ・風評被害の払拭と「開拓のまち・矢吹」のブランドイメージ構築に取り組みます。
- ・中心市街地の再生・賑わいづくり事業を展開し地域活性化に努めます。
- ・復興工業団地の早期整備に努めるとともに、企業の誘致を強化します。
- ・除染計画に基づく森林の除染等、放射性物質対策に取り組みます。
- ・活気あふれた自立した農家を育成支援し、持続可能な農業の推進を図ります。
- ・農地法に基づく適正な許認可を行ない、農地等の利用の最適化に取り組みます。

■課の役割

産業振興課は、農政係・農業委員会事務局・商工PR係及び道の駅準備室で構成され、①農商工の連携推進、②情報発信の強化、③タウンプロモーションの展開、④企業の振興育成、⑤商業の振興育成、⑥農業の振興育成、⑦農業経営基盤の強化推進、⑧農業委員会事務局業務を主な役割としております。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

■職員数	17人
・課長	1人
・副課長	2人
・農政係	6人
・商工PR係	5人
・道の駅準備室	
室長	1人
室職員	2人
・農業委員会事務局	
局長	1人(兼務)
副局長	1人(兼務)
事務局職員	1人(兼務)

3 平成31年度の課の運営方針

産業振興課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」に位置付けられた政策及び重点プロジェクト等を念頭に、「企業誘致の推進」「産業の活性化」「農商工の連携」「タウンプロモーションの展開」「道の駅整備」を推し進めます。

福島第一原子力発電所の爆発事故に伴う放射性物質の飛散については、農地の除染や米の全袋検査等の放射性物質対策に徹底的に取り組み、一定の効果を上げているものの、風評被害は未だ払拭されておらず、地域経済に大きな影響を与えております。

このような中、平成31年度においても課の使命と目標に掲げた8項目に重点的に取組み、震災からの復興・再生に努めてまいります。

商業及び観光については、中心市街地の活性化と商店街の復興・再生を重点課題として、矢吹ならではの特色と魅力を備えた復興を目指し、平成28年度に修復工事が完了し「中心市街地活性化推進施設」としてオープンした「大正ロマンの館」、平成30年度に整備工事が完了した「中町ポケットパーク」を最大限に活用し、地域の賑わいづくりに努めます。また、矢吹駅コミュニティプラザ内の「やぶき観光案内所」においても様々なイベント事業の開催を通じ観光事業の推進に取組みます。

工業等については、県が復興工業団地の候補地として選定している第二苗畑跡地の整備の早期事業化に向けて、国や県と連携し取組みます。また、企業誘致においても、町内外企業に積極的な営業活動を展開し、雇用の創出と地域経済の発展に努めます。

農業については、これからの農業振興を図る指針となる「（仮称）矢吹町農業マスタープラン」の策定、農用地の高度利用を促進するための「農業振興地域整備計画」の見直しに取組みます。また、町の基幹産業である農業の振興・発展を図るため、農作物への放射性物質の移行対策を徹底し、検査体制を適正に実施するとともに、地域ブランドイメージ化の取組みなど、原発事故以前以上の農業づくりを目指し風評被害対策にも正面から取組みます。

さらに、農業政策として「日本型直接支払制度」及び「農地中間管理機構」事業も大変有効であり、日本型直接支払制度では、農業の多面的機能の維持・発揮のため地域活動や営農活動支援事業の積極的な取組みの推進や、農地有効利用の継続、効率化による担い手への集積等の仲介役である農地中間管理機構とさらなる連携を図り、担い手農家への支援を推進します。

森林の除染の実施については、「ふくしま森林再生事業」により、松房地区、清水塚地区、中畑地区、根宿地区、中畑南地区、国神地区、文京町地区、寺内西地区の森林において間伐、更新材、下刈り等を実施します。また、三神地区においては当該事業の実施に係る所有者の同意等の調査を実施し、放射性物質の低減と森林の環境整備を図ります。

また、今年度より農地転用の許可権限の一部が県から町に移譲されましたので、町農業委員会では、農地法に基づいた適正な審査による許認可を行ない、農地等の有効利用及び最適化に取組みます。

道の駅事業については、「（仮称）道の駅やぶき実施計画」を基に、農業の魅力、地域の魅力を発信する地域活性化の拠点施設整備の実現に向けて取組みます。また、道の駅整備に向け、町民をはじめ関係団体に対し今まで以上に丁寧な説明を行い、合意形成を図りながら事業を推進します。

タウンプロモーション事業については、矢吹の持つ魅力を全国に発信するため、マスコミ・広報・ホームページ・SNS等あらゆる手段を使って情報を発信します。また、今年度から「地域おこし協力隊」を1名採用したことから、地域交流をはじめとした協力隊としての活動をサポートしながら、本町の情報発信を主に取組むなど、矢吹の認知度向上を図り、交流・定住人口の増加を図ります。

事業の実施に当たっては、「平成31年度における課の運営方針」を定め、主要事業及び主な事務事業ごとに目標を掲げ、それらの達成に努めてまいります。

都市整備課の「令和元年度の運営方針と目標」

都市整備課長 福田 和也

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・住民の生活に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- ・災害時（台風・豪雪等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧を行い、通行の確保及び保全を図ります。
- ・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- ・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- ・将来を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ります。
- ・安全で安心な水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進による居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・上下水道、公共下水道、農業集落排水の公営企業及び特別会計の健全な経営と施設の適正な維持管理に努めます。

■課の役割

都市整備課は、都市計画室、管理係、道路整備係、上下水道係、業務係の1室4係で構成されています。主な役割としては、次の業務を担っています。

- ①道路・橋梁棟の維持管理に関すること
- ②排水路の計画、維持管理に関すること
- ③街路灯・交通安全施設の維持管理、整備に関すること。
- ④道路等の境界に関すること。
- ⑤道路法に係る許認可に関すること。
- ⑥町営住宅、定住化促進住宅、災害公営住宅の維持管理、及び整備計画に関すること。
- ⑦土木災害復旧事業に関すること。
- ⑧都市計画に関すること。
- ⑨都市区画整理、宅地造成に関すること。
- ⑩公園、緑地の維持管理、整備に関すること。
- ⑪建築確認申請、開発行為に関すること。
- ⑫屋外広告物に関すること。
- ⑬都市緑化保全に関すること。
- ⑭道路・橋梁の新設、改良、更新に関すること。
- ⑮道路・橋梁の整備計画に関すること。
- ⑯上下水道料金等の認定、賦課、徴収、減免、滞納整理、処分に関すること。
- ⑰上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ⑱上下水道の民間委託及び、企業会計に関すること。
- ⑲上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器整備の維持管理に関すること。
- ⑳上下水道の給排水設備工事に係る受付、検査及び公認店の指導に関すること。

また、重点事業、復興関連事業として、次の業務を担っています。

- ①矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業に関すること。
- ②復興道路の整備計画に関すること。
- ③道路等側溝堆積物撤去処理事業に関すること。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

■職員数	22人
・課長	1人
・副課長	2人
・都市計画室	
室長	1人
室職員	2人
・管理係	5人
・道路整備係	4人
・上下水道係	4人
・業務係	3人

3 平成31年度の課の運営方針

- ・平成31年度は重点プロジェクトである複合施設の建設工事をはじめ、（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業、道路等側溝堆積物撤去処理事業、国道4号4車線化事業等の推進に取り組みます。
- ・道路の街路灯・交通安全施設については、外路灯のLED化事業に取り組むとともに、道路パトロールを定期的に行い、道路の維持補修、砂利道の維持管理、交通安全施設の新設・維持管理の適正な管理に努めます。
- ・町営住宅入居者の家賃滞納者については、町税等収納確保委員会と連携を図りながら実態を調査し適切に督促等を行い、滞納額の回収に努めます。
- ・定住化促進住宅については、適切な施設等の維持補修を実施し、入居率を高める方策を検討します。
- ・若者定住促進事業については、定住促進に一定の効果があるため、勤労者の持家を促進し町外からの流入人口の増加を目指し、PRを強化しながら若者の定住を図ります。
- ・国県の道路・河川整備事業については、事業促進が図れるよう関連機関への要望や調整を行います。
- ・都市公園等については、大池公園整備計画等に基づき、計画的な施設管理を行います。
- ・道路事業では、八幡町善郷内線（羽鳥幹線水路）・神田西線・一本木32号線・一本木29号線、舘沢田内線、新町西線、中畑南4号線の幹線道路網整備に取り組みます。
- ・生活道路等については、地域住民と合意形成を図りながら、生活基盤が整備されたまちづくりを推進します。
- ・橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に修繕等を行います。
- ・上下水道施設については、適切な維持管理に努め、新しい時代にあったライフラインの適正管理と健全経営を推進します。
- ・安全で安心な水を恒常的・安定的に供給するため、適正な水質管理、施設管理を行います。
- ・老朽化した水道施設の調査を行い、計画的な機能強化を図り「災害に強い施設づくり」を目指します。
- ・居住環境の向上、自然環境の保全のため公共下水道の受益地の拡大を図るとともに、整備が完了した公共下水道、農業集落排水区域の接続率向上を図るため接続促進事業に取り組みます。
- ・公共下水道、農業集落排水の整備区域外は、合併処理浄化槽の助成設置を進めるとともに維持管理の啓発を促進します。
- ・上下水道施設の効率的、効果的な維持管理と経費削減を図り経営の健全化に努めます。特に事業の持続可能な経営や消費税の増税等を踏まえ、使用料等の改正を検討します。
- ・企業会計、特別会計の健全化を図るため、料金等賦課徴収業務の受託者と連携し、コンビニ収納の利用促進、口座振替利用の推進、納付相談での納付意識の向上、給水停止等の滞納処分の未収金対策を強化します。
- ・ペットボトル水「矢吹のおいしい水」の製作販売を推進します。
- ・農業集落排水処理施設の長寿命化と維持管理の負担軽減を図るため、機能強化事業により処理施設等の整備を進めます。

議会事務局の「令和元年度の運営方針と目標」

議会事務局長 梅原 喜美

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・町議会が議事機関として町民に信頼され、その負託に応えていけるよう、議員の議会活動を補佐します。
- ・議会基本条例等に基づき、議会活動を町民に正確に伝え、町議会がより身近な存在となるよう努めます。
- ・監査委員を補佐し、質の高い監査を実施することにより、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう取組みます。

■課の役割

議会事務局は議会の運営に関し、議員の最大の補助者として、町議会が町民に開かれ、より身近なものとなるよう議員の議員活動を補佐します。

監査委員事務局は、監査委員が公正かつ効率的な本町の行財政の運営を確保するため、予算の執行や財産管理、公営企業の経営管理等についてチェックを行うための事務補助としてその役割を果たします。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

■職員数 2人

- ・局長 1人
- ・副局長 1人

3 平成31年度の課の運営方針

●「議会活動の支援」

議会事務局では、町議会が議事機関として町民に信頼されるとともに、町民に開かれ、より身近なものとなるよう議会活動を正確に伝える取り組みを行います。また、二代表制に基づく議事機関として決定機能及び執行機関への監視機能を担いながら町民が期待する役割を十分に発揮できるよう議会運営のサポートに努めます。

なお、公共施設等調査特別委員会においては、厳しい財政状況や少子高齢化時代に対応するため、矢吹町が所有する公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、今後の公共施設のあり方について検証し、その対応策を講じるため、全議員一丸となり、調査研究を実施します。

また、一般質問等の充実、議員をはじめ常任委員会の恒常的な活動強化及び会期外付託調査研修等についても計画的に実施します。

●「姉妹友好等市町議会との交流推進」

東京都三鷹市との姉妹市町議員交流により、議会活動など先駆的行政執行にあたっている事例調査、相互訪問実施等を継続し、議会運営の改善に取り組みます。

●「議会情報公開の充実」

町民に分かりやすい議会運営のため、本会議の録画配信や議会だより、ホームページによる情報提供をはじめ、議会だよりの紙面づくりの充実及び議会の公開・傍聴など開かれた議会運営を進めます。

●「監査事務の補助」

監査委員事務については、町が執行する様々な事務や事業が法令等に沿って運営されているか厳正な監査を着実に進めながら、経済性・効率性・有効性の視点から行政運営の改善に資するため、監査委員の事務補助に努めます。

また、地方自治法の改正に伴い、平成32年度までに各自治体が策定する「監査基準」に則り監査を執行することが義務付けられたため、今年度中に国や他自治体の動向等を調査・研究し、今年度中に基準を策定します。

教育振興課の「令和元年度の運営方針と目標」

教育振興課長 氏家 康孝

1 課の使命と役割

◎課の使命・目標（箇条書き）

- ・ 矢吹町教育大綱の理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、教育、文化、スポーツをはじめとする各種施策を通じ、ふるさとへの誇りと愛着が実感できる取組みを図ります。
- ・ 安心して子どもを育てられる環境の充実を図るとともに、保護者支援に努めます。
- ・ 確かな学力の向上を図ります。
- ・ 教育環境、教育施設の充実を図ります。
- ・ 国際交流の推進を図ります。
- ・ 生涯学習によって自己実現のできるまちをつくります。
- ・ 文化とスポーツが盛んなまちをつくります。
- ・ 交流を深め、人と人が結びつくまちをつくります。
- ・ 男女共同参画のまちをつくります。
- ・ 高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくります。

◎課の役割

教育振興課は、学校教育係、生涯学習係、施設整備係で構成され、定例教育委員会に関すること、学校の運営・教育課程、学校保健・学校医・学校薬剤師、学校給食・教科書その他の教材、教員生徒の保健・安全・厚生・福利及び研修、外国人英語指導助手に関すること、児童生徒の入学・転学及び学級編成・安全対策、学習する機会の提供と支援、生涯学習基盤の充実、文化財の保護、文化・芸術の振興、スポーツの振興、国際交流の推進、地域間・団体間交流の推進、男女共同参画社会の実現、高齢者の生きがいがづくり推進、学校教育施設及び社会教育施設全般に係る維持管理・整備及び施設管理、学校給食施設、教材備品等の教育財産の管理、幼稚園バスの業務委託契約及び管理運営、教員住宅の維持管理などの業務を主に担っています。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

職員数	18人
・ 教育次長兼課長	1人
・ 副課長	1人
・ 副課長兼指導主事	1人
・ 中央公民館長	1人
・ 学校教育係	5人
・ 生涯学習係	7人
・ 施設整備係	2人

3 平成31年度の課の運営方針

教育振興課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の7つの分野のうち、「人」「支え合い」「子ども」「計画実現のために」に位置づけた52事業について、「矢吹町教育大綱」及び「第三次矢吹町教育振興基本計画」と整合性を図りながら、学校等の関係機関、各種団体、各審議会等と連携し、学校教育、社会教育、生涯学習の充実を目指し、各種事業を展開してまいります。

町内小学校の将来のあり方について、適正規模・適正配置について具体的に検討を深め、その方向性に沿った施設の長寿命化を図り、安全、安心な学校生活の環境整備に努めます。

矢吹町複合施設の整備について、子どもから高齢者まで、年代を超えて多くの町民が気軽に利用できる施設を目指し、管理運営方法について検討を進めるとともに、スムーズな開館に向け、システムの構築、引っ越しの準備等を着実に進めてまいります。

学校給食センターについては、昨年度策定した「矢吹町学校給食センター整備計画」に基づき、学校関係者、周辺住民への周知徹底及び理解に努め、基本設計に着手します。

社会教育施設及び体育施設について、適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化計画の策定を進めます。

歴史民俗資料の利活用について、現在保有している資料の整理を行いながら、矢吹町歴史民俗資料収蔵庫の改修を進め、資料の安全な管理を図ります。また、歴史民俗資料のデジタル化を進めます。

総合型スポーツクラブの運営について、会員数の増及び事業実施について支援を図ります。

学校防災計画について、地域防災計画との整合性について検証し、見直しを図ります。

学力向上対策について、「つなぐ教育」の実践により、幼児教育から中学校教育まで学力向上の対策及び教職員への指導、連携を深めながら学ぶ力の底上げを図るほか、本に親しむ環境整備を図ります。

なお、教育委員会として、重点的事业として掲げた事業のうち、当課が所掌する10事業について、課題解消に向け積極的に取り組みます。

【重点事業】

①複合施設管理運営事業 ②町文化財保護事業 ③図書館・文化センター・ふるさとの森・体育施設管理運営事業 ④市町村対抗大会支援事業 ⑤学力向上対策事業 ⑥コミュニティスクール推進事業 ⑦児童生徒サポート体制確立事業 ⑧給食施設整備事業 ⑨小学校統廃合調査研究事業 ⑩教育情報化推進事業

子育て支援課の「令和元年度の運営方針と目標」

子育て支援課長 国井 淳一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・ 矢吹町教育大綱及び第3次矢吹町教育振興基本計画に基づき、事務事業の推進を図ります。
- ・ 子ども・子育て支援計画に基づき、子育て世代への支援の取り組み、充実を図ります。
- ・ 重点プロジェクトとして位置づけられている「矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業」では、矢吹町複合施設の子育て世代活動支援機能を担当していることから、効果的な事業内容、効率的な運営体制の構築を進めます。
- ・ 町内の認可保育園と連携しながら、保育サービスの充実を進めます。
- ・ 所管する幼稚園・児童クラブ・未来くるやぶきの安全で安心な環境整備を進めます。
- ・ 関係機関と連携して児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行います。

■課の役割

子育て支援課は子育て支援係、幼稚園保育園係で構成され、少子化・子育て支援事業、児童虐待防止・要保護児童対策、家庭児童相談業務、ひとり親家庭等の助成、児童手当・児童扶養手当等支給事務、幼稚園・放課後児童クラブ運営、民間保育園の助成、屋内外運動場の管理運営、ファミリーサポートセンター事業などの業務を担っています。

2 課の構成(平成31年4月1日現在)

■職員数 33人

子育て支援課 8人

・ 課長 1人

・ 子育て支援係 3人

・ 幼稚園保育園係 4人

幼稚園 25人

・ 矢吹幼稚園 5人（園長1人 副園長1人）

・ 中央幼稚園 9人（副課長兼園長1人 副園長1人）

・ 中畑幼稚園 6人（園長1人 副園長1人）

・ 三神幼稚園 5人（副課長兼園長1人 副園長1人）

3 平成31年度の課の運営方針

1 子育て世代応援事業の推進

子育て世代の負担軽減のため、国に先行し幼稚園保育園の保育料無料化を実施するほか、子育て世代のニーズに即した児童クラブの運営見直しや幼稚園の弁当給食の導入を進めます。

また、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目の無い支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを設置します。

そのほか、関係する課や各種団体と連携した新たな子育て世代への支援対策を検討します。

2 幼稚園、保育園のあり方に関する検討

本町においても、核家族化の進行、女性の社会進出による夫婦共働き世帯の増加、多様化する就労形態に伴う幼児教育・保育ニーズに対応するため、柔軟な保育サービスが求められています。

また、園児数の減少が進む中、教育環境、幼稚園運営等の改善、施設の老朽化などにも対応する必要があるため、幼稚園、保育園のあり方についての検討を行い、今年度の方針としてまとめます。

3 待機児童の解消

待機児童の解消を図るため、待機児童の原因である保育士不足に対する取り組みとして、昨年に引き続き新卒者を確保する保育士就職準備金貸付事業や潜在保育士を掘り起こすための幼稚園教諭及び保育士人材確保給付金事業、保育士の宿舍借り上げに要する経費を助成する矢吹町保育士等宿舍借り上げ支援事業により、各保育士養成施設等へPRを行いながら待機児童解消に努めてまいります。

4 矢吹町複合施設の整備、運営体制の構築

現在建設が進められている複合施設については、機能の一つに「子育て世代活動支援機能」が含まれていることから、子育て活動の支援、多世代交流の推進、子育て相談などの事業の拡充、新たな事業の検討を進めます。

また、運営体制については、「（仮称）矢吹町複合施設基本計画」に基づき、公民連携による運営を基本とし、他の3つの機能と相互連携した効果的、効率的な管理運営方法を構築していきます。